

●香川県告示第163号

昭和50年香川県告示第247号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜田恵造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定				別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定			
水 域		該当類型	達成期間	水 域		該当類型	達成期間
河 川	略			河 川	略		
	一の谷川（全域）	D	<u>I</u>		一の谷川（全域）	D	<u>II</u>
	略				略		
(注) 略				(注) 略			